

事務連絡  
令和6年9月5日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔 公 印 省 略 〕

既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省住宅局より「既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備」について、別紙の通り周知依頼がありました。

今般、既存建築物における省エネ性能表示を推進する観点から、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルを表示することが困難な既存住宅において、省エネ性能の向上に資する部位（断熱性の高い窓や、高効率の給湯器など）を有している旨を表示するためのラベル「省エネ部位ラベル」を検討・策定し、対応する改正告示の公布及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドラインの改定がされました。省エネ部位ラベルの運用開始は令和6年11月1日を予定しており、同時期までに省エネ部位ラベルの作成プログラムの公表が予定されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添1\_国交省事務連絡文

別添2\_官報

別添3\_建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度  
ガイドライン\_R6.8改定

別添4\_パブリックコメントへの回答

参考資料\_建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度について

本件に関する問合せ先：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線39474、39459）

担 当：課長補佐 井波、係長 尾内

ガイドラインの公開先：<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>

以上

【担当】事業部 本多

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigy@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 2 日

関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

### 既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備について（周知依頼）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠に有難うございます。

令和 6 年 4 月に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の一部が施行され、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対する省エネ性能の表示の努力義務等を内容とする、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度（以下「本制度」という。）が施行されました。本制度では、令和 6 年 4 月以降に新築の確認申請等を行った建築物（以下「新築建築物」という。）については、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号。以下「告示」という。）に定める省エネ性能ラベルの表示を求めているところです。

今般、既存建築物（新築建築物以外の建築物をいう。）における省エネ性能表示を推進する観点から、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルを表示することが困難な既存住宅において、省エネ性能の向上に資する部位（断熱性の高い窓や、高効率の給湯器など）を有している旨を表示するためのラベル（以下「省エネ部位ラベル」という。）を検討・策定し、対応する改正告示の公布及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改定を行いました。省エネ部位ラベルの運用開始は令和 6 年 11 月 1 日を予定しており、同時期までに省エネ部位ラベルの作成プログラムを公表する予定です。

関係団体各位におかれましては、「省エネ部位ラベル」の運用開始に向けた準備の取組が円滑に行われ、本制度の運用開始後、告示及びガイドラインに従った適切な表示の実施が確保されるよう、貴団体関係者への積極的な情報提供をお願いいたします。

#### ◆ 本件に関する問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線39474、39459）

担 当：課長補佐 井波、係長 尾内

#### ◆ （参考）ガイドラインの公開先

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>



○国土交通省告示第千二百二十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和五年国土交通省告示第九百七十号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月三十日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。）</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 遵守すべき事項</p> <p>2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「<math>E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}</math>」とあるのは、「<math>E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}</math>」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p>	<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。）</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。）非住宅部分の一次エネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 遵守すべき事項</p> <p>2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における同令第3条第1項の規定の適用については、同項中「<math>E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}</math>」とあるのは、「<math>E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}</math>」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p>

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 建築物のエネルギー消費性能を表示する場合、又は国が公表するガイドラインに従い既存建築物である住宅に設置された窓や給湯設備その他の部位のエネルギー消費性能を表示する場合には、事実に相違する表示をし、又は人を誤認させるような表示をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年十一月一日から施行する。

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、同令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)・(5) (略)

(新設)

2 (確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示の一部改正)  
 2 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示(令和六年国土交通省告示第九百七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二十一条の表を次のように改める。

改正後	改正前
<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第27条第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物(この告示の施行の日(以下この1において「施行日」という。)前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物(同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したものをいう。3(6)において同じ。))については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項(建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。)(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物(同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。))の非住宅部分(同条に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。))の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。))非住宅部分の一次エネルギー消費量(同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分(同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。))住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 表示の方法</p> <p>法第27条第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項(以下「表示すべき事項」という。)の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。</p> <p>イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備(法第60条第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。))が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 表示すべき事項(1(2)に掲げる事項を除く。))について第三者による評価(法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。))を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。</p> <p>ニ (略)</p>	<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物(この告示の施行の日(以下この1において「施行日」という。)前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物(同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したものをいう。3(6)において同じ。))については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項(建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。)(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物(同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。))の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。))の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。))非住宅部分の一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。))住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 表示の方法</p> <p>法第33条の2第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項(以下「表示すべき事項」という。)の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。</p> <p>イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備(法第67条の2第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。))が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 表示すべき事項(1(2)に掲げる事項を除く。))について第三者による評価(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。))を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。</p> <p>ニ (略)</p>

## 3 遵守すべき事項

2に定めるもののほか、法第27条第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

二 ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

## 3 遵守すべき事項

2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

二 ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)~(6) (略)

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)~(6) (略)

○建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項の改正案及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドラインの改定案に対する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※22の個人・団体から合計63件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本意見募集と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

#### 【制度全般について】

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
既存住宅でもきちんと性能を表示して、省エネ住宅であることを消費者に伝えようという機運を醸成すべき。	既存住宅であっても、省エネ性能を把握している又は推定可能であるものについては、告示の規定に基づき省エネ性能ラベルの表示を行うことを推奨しております。 省エネ部位ラベルは、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルの表示が困難な既存住宅を対象としております。
省エネ性能ラベルと省エネ部位ラベルを両方表示することは可能か。	同一の住宅の広告等において、省エネ性能ラベルと省エネ部位ラベルの双方が表示されると、消費者等に混乱を生じる可能性があることから、省エネ性能ラベルの表示が可能なものについては、省エネ部位ラベルの表示は行わないこととします。
新築マンションについては、省エネ部位ラベルの対象外という認識で問題ないか。	貴見のとおり、省エネ性能表示ラベルを表示すべきとされている2024年4月以降に新築の確認申請等を行っている住宅については、省エネ部位ラベルの表示は行わないこととしております。
各部位の省エネ性能を今回の部位ラベルと異なる、独自の形で作成・掲載したいという要望が一部から上がる可能性があるが、注意勧告や罰則はされるか。	省エネ部位ラベルとは異なる独自のラベルを表示することは可能です。ただし、消費者の選択における利便性の観点から、省エネ性能



いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
	ラベル又は省エネ部位ラベルを表示することが望ましいと考えております。
<p>・「省エネ部位ラベル」の創設は既存賃貸住宅への入居検討者が、生活上での経済性情報として、有為なもの、また利便が図れるものとして導入と推進拡大に期待する。</p> <p>・「省エネ部位ラベル」制度は、特に経年した既存賃貸住宅の持主(いわゆる個人経営の大家・オーナーさん等)などでも、比較的容易に所有物件のPR手段として活用できることも想定される事から、幅広く入居率向上や差別化などで持主側メリットにできると考える。</p>	既存住宅を対象とした「省エネ部位ラベル」への賛成のご意見として承ります。
任意の仕組みでは実効性がないのではないかと。	実効性のある制度となるよう、制度の周知・普及に努めてまいります。
今回の省エネ表示は、販売又は賃貸を行う事業者・建築物のみを対象としているが、その他の関係者、特に実際に消費者に販売・賃貸を斡旋する仲介事業者への義務化は重要。仲介事業者を含めた義務化に向けた具体的なスケジュールを設定すべき。	今後の制度の実効性を高める方策の検討において、参考にさせていただきます。

【省エネ部位ラベルの表示項目について】

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
リビング・ダイニングの窓を樹脂製サッシ(二層複層ガラス)に改修し、その他の居室には内窓(樹脂製サッシ・Low-E)を設置した場合、どのような表示となるのか。	窓の表示については、確認のしやすさや設置効果に配慮し、リビング及びダイニングに当たる室に設置されている窓の仕様を表示することとしております。ご意見を踏まえ、リビング及びダイニングとその他の居室で窓の性能が異なる場合、優良誤認となるおそれがあることから、その他の居室については、リビング及びダイニングに当たる室と同様の仕様となる場合に限って表示できることとし、ガイドラインにおいてその旨を補足します。なお、ご提示の場合は、「窓」及び「リビング・ダイニング」に☑を表示し、「樹脂製サッシ」及び「二層複層ガラス」を表示することになります。
窓で「有り」として表示する要件に、「省エネ基準(仕様基準)を満たす場合」を追記する必要があるのではないか。	窓については、分かりやすさの観点から、省エネ基準(仕様基準)に適合する仕様を具体的に示しており、「省エネ基準(仕様基準)に適合する場合」の追記は不要と考えております。
「木製サッシ」の定義を明確にしてほしい。	製造元がメーカーか個社の建具屋かは問わず、工場生産された木製サッシを指します。
給湯器が2台設置されている場合、どのように表示するのか。	一つの住戸に複数の給湯器が設置されている場合は、いずれか一つ以上が表示の要件を満たしている場合に表示できることとします。その際、給湯器の種類については、いずれか一つの種類を代表的に表示するものとします。 ご意見を踏まえ、ガイドラインにおいてその旨を補足します。
「エコキュート」は一部の冷媒を使用した製品の名称であり、一般的な「ヒートポンプ給湯機」という表記とするか、両者を併記すべき。	ご意見を踏まえ、修正しました。

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>単板ガラスの従来型給湯器の再販物件は表示の要件を満たさないため、販売広告に「省エネ部位ラベル」を掲載しなくても、勧告等はされない認識でよろしいか。</p>	<p>省エネ部位ラベルは、主たる表示事項である「窓」「給湯器」のいずれか一つ以上について、表示の要件を満たしている場合に表示できることとしており、ご提示の場合は省エネ部位ラベルを表示することはできません。</p>
<p>既存物件外壁面のウレタン断熱は残し、二重壁を構築し、グラスウール等を追加し、既存のウレタン断熱と合わせて省エネ基準に適合する場合も、外壁の項目を「有り」としてよいか。また、外気と接する壁の仕様のみで判断すれば良く、熱橋補強の有無は問わないとの認識でよいか。</p>	<p>外皮の性能計算上有効な2重壁を形成する際、既存の断熱材に明らかな劣化が確認できない場合は、既存の断熱材を考慮して省エネ基準に適合するかを判断して構いません。また、施工上やむを得ない場合を除いて、構造熱橋部の断熱補強も適切に実施してください。</p>
<p>玄関ドアについても、窓と同様に詳細な性能を表示してはどうか。</p>	<p>主たる項目については、省エネ性能の向上への寄与度が比較的高く、改修の内容が広く普及している項目の表示としております。いただいたご意見は、今後の省エネ部位ラベルの運用状況を踏まえて検討して参りたいと考えております。</p>
<p>高断熱浴槽は、本体を見ただけでは JIS に定められた高断熱浴槽の性能を満たしているかどうかの確認は難しいと思う。</p>	<p>今後、各部位の仕様の確認方法について別途資料をお示しする予定であり、いただいたご意見も参考にさせていただきます。</p>
<p>太陽光発電設備も主たる項目としてラベルで強調すべき。</p>	<p>表示の分かりやすさ及び簡便さの観点から、主たる項目については、省エネ性能の向上への寄与度が比較的高く、改修の内容が広く普及している項目の表示としております。</p>
<p>窓・給湯器を表示項目に入れたことはとても効果的だと感じるが、太陽光発電設備についても、建築主が導入のメリットを感じられるような性能表示として欲しい。</p>	<p>なお、再エネ設備利用設備が有る場合は、省エネ性能ラベルと同様に、ラベルの右上に表示をしております。</p>
<p>既存住宅に適用する「省エネ部位ラベル」に関して、表示内容の確からしさの担保のために、確認者を指定してはどうか。 (既存住宅状況調査技術者、建築士事務所に属する建築士、不動産関連団体が</p>	<p>省エネ性能表示の普及の促進の観点から、販売・賃貸事業者が自ら省エネ性能を評価し、その結果を表示する自己評価に基づく表示を可能としており、第三者評価の取得は任意としております。 なお、「省エネ部位ラベル」の発行に当たって、関係団体等による講</p>

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
主催する「省エネ部位ラベル」の確認のための講習会を受講した宅建士又は建築士等)	習等を受けた者が、当該住宅の現況確認を行っている場合は、その旨を表示することが可能です。
その他の表示事項として「関係団体による講習等を受けた者が現況確認を行った場合は、その旨」とあるが、関係団体等とは具体的にどのような機関を想定しているのか。 また、講習会はいつ頃に実施予定かお知らせください。	不動産関係や建築物の検査関係の団体を想定しておりますが、具体的には、今後関係団体と調整してまいります。
省エネ部位ラベルの検査については、インスペクションの業務の一環として考えられないのか。	既存住宅状況調査(インスペクション)は、構造耐力上の安全性や雨漏り・水漏れ等の観点から、既存住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の状況について実施する調査であり、省エネ部位ラベルとは制度の目的が異なるため、インスペクション業務の一環として位置付けることは想定しておりません。
既存住宅においても光熱費の削減目安金額を表示していただきたい。	既存住宅であっても、告示の規定に基づき省エネ性能ラベルの表示を行う場合は、目安光熱費の表示が可能です。省エネ部位ラベルは、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルの表示が困難な既存住宅を対象としているため、目安光熱費の表示は行わないこととしています。
二世帯住宅等において、複数の対象部位がある場合の表示方法を示してほしい。	二世帯住宅等については、住宅全体の省エネ性能を表示する方法又は複数住戸と見做して各住戸の省エネ性能を表示する方法が考えられます。 前者の場合は、複数の対象部位が全て表示の要件を満たしている必要があります(例えば、玄関ドアが2つある場合、いずれも省エネ基準を満たす場合に表示が可能となります)。 後者については、「建物名称等」に二世帯住宅の一部を対象としたラ

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
	ベルである旨を表示するなど、消費者等の誤認が生じないように配慮する必要があります。

**【省エネ部位ラベルの表示に係る実務について】**

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
省エネ部位ラベルを実務上発行する主体が仲介会社の場合、元付けだけでなく客付け会社も主体となりうるのか。	省エネ性能表示の努力義務対象は販売・賃貸事業者ですが、販売・賃貸事業者からの委託を受けて、仲介事業者が仲介目的の広告等を行う際に、併せて省エネ性能の表示を行うことも想定されます。元付け及び客付けのいずれも発行主体となり得ますが、両者が異なるラベルを発行すると消費者等に混乱を生じる可能性があるため留意する必要があります。
省エネ部位ラベルを実務上発行する主体は、現状案だと販売賃貸事業者(売主・貸主・サブリース事業者)となっている認識だが、個人が売主の場合は売主側の仲介会社が発行主体となり、同じく既存賃貸物件の場合は管理会社が発行主体となるので、その旨を記載をする必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、省エネ部位ラベルを実務上発行する主体についても、周知の際に分かりやすくお示ししてまいります。
部位の状況の入力はどのように行うのか。また、いつ頃入力に関する情報が公開されるのか。	今後、省エネ部位ラベルの発行サイトを整備し、11月頃に公開する予定です。
第6回「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」資料3-2スライド1で、住宅の断熱・設備仕様について、現況を確認し、ラベルを発行し、発行したラベルを伝達・表示する「実施主体については、販売・賃貸事業者又は販売・賃貸事業者から委託を受けた事業者を想定し、円滑に実務を実施できるよう、必要なツール整備等を行う」とある通り、今後整備するツールは、事業者が「有り」	今後、各部位の仕様の確認方法について別途資料をお示しする予定であり、いただいたご意見も参考にさせていただきます。

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>として表示する要件が、適切に、容易に要件を確認できるような解説、情報を備えたものとして整備をしていただきたい。</p>	
<p>省エネ部位ラベルの表示について、省エネ機器が設置されていることを写真等で証明する必要があるのか。</p>	<p>省エネ部位ラベルの表示にあたり、必ずしも省エネ機器の写真等を求めている訳ではありませんが、ラベルの発行主体である販売・賃貸事業者において、表示の根拠となる資料を保管する必要があります。</p>
<p>ラベルの保存方法を検討いただきたい。</p>	<p>資料の保管に当たっては、電磁的方法によることが可能です。</p>
<p>「省エネ部位ラベル」についても、以下の内容を示す必要があるのではないかと  ・現況の確認、ラベル発行し、発行したラベルを伝達・表示の、実施主体を誰が担うのか  ・ガイドライン付属資料 1 省エネ性能ラベル表示の手順のような表示の手順  ・表示後に省エネ性能の変更が生じた場合の対応、過去に使用した省エネ性能ラベルの再使用、表示の根拠となる資料の保管等</p>	<p>ご意見を踏まえ、実施主体、表示の手順、留意事項等についても、ガイドラインに記載するとともに、周知の際に分かりやすくお示してまいります。</p>
<p>制度展開には、省エネ性能ラベル同様、入居検討者へ情報を届ける関係者への周知浸透や協力依頼(努力義務)、関係者と共同して情報を届ける仕組み作りを整える必要があると考える。</p>	<p>実効性のある制度となるよう、関係団体とも協力し、制度の周知・普及に努めてまいります。</p>
<p>省エネ性能ラベルの認知・理解が浅いため、省エネ部位ラベル運用開始時に混乱が予想される。関連団体への周知活動はどう考えているか。</p>	<p>省エネ部位ラベルの運用開始時に混乱が生じないよう、関係団体とも協力し、制度の周知・普及に努めてまいります。</p>
<p>一般の消費者は仕様や種類の名称だけでは性能差を理解できないと思われるが、どのような追加情報の提供を行うのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一般の消費者に対しても、周知の際に分かりやすくお示してまいります。</p>
<p>対象の省エネ機器が設置されていることによってどの程度省エネ効果があるのかを仲介会社が説明するための資料をつくるべきではないか。</p>	

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
虚偽の表示があった場合の対処として、相談窓口を設ける必要があるのではないか。	省エネ部位ラベルに関する問合せについては、国土交通省のコールセンター(03-5253-8111)にて対応しております。
既存マンションの省エネ性能を表示するためには、既存図面の確認が必須となるが、管理組合側から閲覧を断られる場合がある。少なくとも所有者には既存図面の閲覧をさせることをガイドライン等で盛り込んでいただきたい。また、各メーカーに過去の商品の省エネ性能を公開するように働きかけてほしい。	住宅の所有者等が円滑に省エネ性能を表示できるよう、制度の周知・普及に努めてまいります。
10月より省エネ部位ラベルの運用開始とあるが、業界関係者との調整を考えると、一定の準備期間を持ったほうがよいと考える。関係業界の繁忙期を鑑みると、運用開始時期を来年4月以降に変更すべきではないか。	省エネ部位ラベルの表示を希望する販売・賃貸事業者も想定されることから、早期に運用を開始することが必要であると考えております。なお、告示の施行日は10月1日から11月1日に変更しております。

#### 【その他】

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
引き渡し直後の省エネ性能向上リフォームに対し、住宅ローン減税による控除を正式に認めてほしい。	住宅の引渡し直後に省エネリフォームが実施された場合であっても、要件を満たしていれば住宅ローン減税の対象となります。
ローン減税と省エネ基準のすり合わせをラベルで対応してほしい	既存住宅であっても、省エネ性能を把握している又は推定可能であるものについては、告示の規定に基づき省エネ性能ラベルの表示を行うことが可能であり、住宅ローン減税における省エネ基準適合住宅やZEH水準住宅に対応しているかの観点で活用することも可能です。 省エネ部位ラベルは、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルの表示が困難な既存住宅を対象としております。

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
8ページの「表示告示」は、「小売事業者表示告示」とは別のものか。	「表示告示」は、「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第 970 号)」を指すため、「告示」に修正しました。
8ページの「告示(建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第 970 号。以下「告示」という。))」は、「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第 970 号。以下「告示」という。))」のほうがよい。	ご意見を踏まえ、修正しました。
47 ページの「リビング及びダイニングにあたる室」は、「リビング及びダイニングに当たる室」のほうがよい。	
48 ページの「ラベルの発行にあたって」は、「ラベルの発行に当たって」のほうがよい。	
48 ページの「省エネ部位省エネ性能ラベル」、「部位省エネ性能ラベル」は、「省エネ部位ラベル」ではないか。	



# 建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度

## Point


- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されました。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要です。

## エネルギー消費性能表示制度

- ✓ 住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)。  
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ 告示に定められたラベルを使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。  
※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

**表示制度をもっと知りたい!**

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

### 省エネ性能ラベル



### ラベルの発行

Webプログラムの計算結果等と連動して発行(自己評価)

### エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分をえる化

### 断熱性能

- ✓ 断熱等性能等級1~7に相当する7段階で表示
- ✓ 4で省エネ基準適合

### 目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

### ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ



# 既存建築物における表示の分類(概念図)

**既存建築物**  
(住宅・非住宅建築物)



設計仕様の把握又は推定が可能なもの

- ・設計図書、ないしは公庫融資等の制度利用の書類・情報が残存
- ・あるいは、目視等により比較的容易に設計仕様を把握可能



設計上の省エネ性能の表示  
(告示に従ったラベル)



省エネ性能ラベル (R6年4月～)

※設計上の省エネ性能が把握できるものでも、実績値により表示することは可能

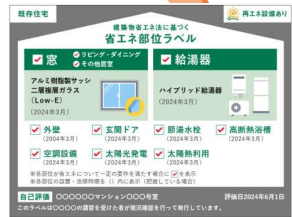
設計仕様の把握・推定が困難なもの



- ・評価に活用できる図書・情報が不存在
- ・目視等による設計仕様把握も困難



実況に基づく表示  
改修部位の表示  
実績値表示  
etc



省エネ部位ラベル (R6年11月～)

# 省エネ部位ラベルの概要

- 建築時に省エネ性能を評価していない既存建築物については、告示に従った表示を行うことが困難なものも存在。
- 既存住宅における省エネ性能の向上に資する改修等の取組みを評価するため、**改修等の部位の表示（省エネ部位ラベル）**を新たに位置付ける。  
(6/28～7/27パブリックコメント実施。8月30日公布・11月1日施行予定。)

表示例(1) 主たる項目及び副次的項目を全て「有り」とした場合

表示例(2) 一部の項目を「有り」とした場合

既存住宅
 再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく  
**省エネ部位ラベル**

**窓**

リビング・ダイニング  
 その他居室

**給湯器**

ハイブリッド給湯器  
 (2024年3月)

**窓**

リビング・ダイニング  
 その他居室

**給湯器**

ハイブリッド給湯器  
 (2024年3月)

**外壁**  
(2004年3月)

**玄関ドア**  
(2024年3月)

**節湯水栓**  
(2024年3月)

**高断熱浴槽**  
(2024年3月)

**空調設備**  
(2024年3月)

**太陽光発電**  
(2024年3月)


**太陽熱利用**  
(2024年3月)

**太陽熱利用**  
(2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に  を表示  
 ※各部位の設置・改修時期を ( ) 内に表示 (把握している場合)

**自己評価** ○○○○○マンション○○○号室  
 このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

評価日2024年6月1日

既存住宅
 再エネ設備なし

建築物省エネ法に基づく  
**省エネ部位ラベル**

**窓**

リビング・ダイニング  
 その他居室

**給湯器**

ハイブリッド給湯器  
 (2024年3月)

**窓**

リビング・ダイニング  
 その他居室

**給湯器**

ハイブリッド給湯器  
 (2024年3月)

**外壁**  
(2004年3月)

**玄関ドア**  
(2024年3月)

**節湯水栓**  
(2024年3月)

**高断熱浴槽**  
(2024年3月)

**空調設備**  
(2024年3月)

**太陽光発電**  
(2024年3月)

**太陽熱利用**  
(2024年3月)

**太陽熱利用**  
(2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に  を表示  
 ※各部位の設置・改修時期を ( ) 内に表示 (把握している場合)

**自己評価** ○○○○○マンション○○○号室  
 このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

評価日2024年6月1日

主たる項目

副次的な項目